平成２１年（フ）第２１５０号
札幌市豊平区豊平５条６丁目２番43号
破産者　北海道食肉資材株式会社
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８号
北海道岩見沢市春日町４丁目20番２号
破産者　有限会社ラ・セーヌ
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第９２号
北海道岩見沢市中幌向町88番地２
破産者　株式会社幌向加工
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２５２号
青森県むつ市金谷１丁目14番47号
破産者　有限会社新陽セラミック
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３２４号
青森県八戸市北白山台２丁目12番９号
破産者　株式会社青森毎日新聞社
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
富山県砺波市花島106番地
破産者　有限会社瓦ハウス工業
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第６０号
奈良県宇陀郡御杖村大字神末5535番地
破産者　森本土建株式会社
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第６１号
三重県名張市富貴ケ丘二番町274番地
破産者　森本　光利
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２９９号
京都市伏見区向島善阿弥町13番地１　第50長栄ボン・プレミール４階401号室、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区両替町11丁目245番地
破産者　被相続人亡酒井次雄の相続財産
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１８５号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良509番地71
破産者　有限会社黒原建設
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第３４９号
宮崎県日向市大字富高7458番地２
破産者　株式会社田園倶楽部物産
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２０号
埼玉県川口市大字東本郷1592番地の10、旧住所札幌市東区苗穂町４丁目10番15号
破産者　猪野　桂子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
愛知県名古屋市西区玉池町172番地の３、破産開始決定時の住所さいたま市緑区芝原３丁目30番地11
破産者　堀越　米子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２７号
さいたま市西区大字佐知川1623番地２、旧住所さいたま市岩槻区大字釣上499番地
破産者　森田　真栄
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７３号
さいたま市中央区鈴谷３丁目９番14―505号
破産者　飯田　祥造
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２９号
埼玉県戸田市大字新曽1021番地　フラワーハイツ402号室
破産者　竹村　裕子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
埼玉県入間市扇町屋４丁目１番29号　藤ハイツ５号、前住所埼玉県入間市大字野田284番地
破産者　澤田　定子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３８５号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目８番地16第１村田ロイヤルハイツ102
破産者　佐々木明弘
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２号
兵庫県宍粟市山崎町山田40番地22
破産者　亀井　幸子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５７２号
埼玉県所沢市くすのき台２丁目21番地の２カサグランデドエル205
破産者　田中　博之
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６１６号
埼玉県坂戸市大字戸宮554番地５　アコルデ若葉205号室
破産者　松田　　聡
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部